

議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会5月総会

日 時 令和5年5月26日（金）午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|----|-------|--------------------------------|
| 第1 | 指定第3号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第4号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第5号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第4 | 報告第6号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第5 | 報告第7号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第6 | 議案第4号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第7 | 議案第5号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第8 | 議案第6号 | 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について |
| 第9 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 欠 席 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 欠 席 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠 席 | 26. 欠 席 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 15 竹内 純 21 岡村 博晶 25 常石 幸浩 26 甲把 雄

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。

大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。田んぼの方も5月の末の方になってまいりましたので、既に終わっておられる方もあろうかと思ひます。また途中ですよという方もいると思ひます。私もまだまだ途中でござひます。途中の方は皆さん頑張っていたきたいと思ひます。

コロナのほうも先ほど局長が申しました通り、8日に2類から5類にかわりまして、それから移動の動きも徐々にこう動き出しておるような状況となっております。このまま経済的な活動もどんどん進んで、以前の形に戻っていくと思ひます。皆さんに気をつけて頂きながらということになろうかと思ひます。

それから以前から話しておりました、人・農地プランから変わった地域計画、目標地図の形が座談会という感じで進んでいくようになるわけですが、それがだいたい固まってまいりました。その説明を農林の担当の方に来ていただきまして、その他の件で、どういう風に進んでいくかという部分で説明していただくことになっております。いろいろ質問等があれば、その時に質問していただければと思っております。それと各地域で座談会が開催されるようになりますので、その時に自分の担当地域には是非参加をして頂きまして、助言意見を頂ければと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それと今月の30、31日とここ数年できてませんでした、全国農業委員会会長大会が行われます。数年ぶりに私はなりますが、初めてになります局長とあと県の十数名と一緒に東京に行つてまいります。大会に出てその後、県出身の議員さん達への陳情要請活動。その後の懇親会等で色々皆さんのお話を聞かせていただいて、こちらの方の意見とか、そういった部分もまとめていきますので、こういった点で協力出来ないのかとか、そういった要望等も上げていきたいと思っております。今日、この会でどうしてもこういった部分を国の方にあげてほしいという意見があれば承りますので、おっしゃっていただければと思っております。それではただ今より5月総会を開催したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会5月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号37番 佐々木通委員にお願ひします。

ご起立をお願ひします。

憲章は、添付資料の最後にござひます。

37番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、15番 竹内純委員、21番 岡村博品委員、25番 常石幸浩委員、26番 甲把雄委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第3号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和5年度四万十町農業委員会5月総会の会期は、令和5年5月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第4号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に14番 吉良榮委員と20番 中城康子委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第5号 「農地法第18条による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明します。議案書は、3ページです。

件数は窪川地域の1件です。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、金上野字下向1915番、地目、田、面積2,280㎡。他4筆あり、合計5筆。面積6,198㎡です。

解約事由は、双方合意。

合意年月日、引渡年月日ともに、令和5年4月12日です。

説明は以上になります。

議長 報告第5号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第5号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第6号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第6号 「農地法第3条の3の規定による届出について」 ご説明します。
議案書は、4ページです。
件数につきましては、窪川地域3件になります。
なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。
番号1番 土地の所在地、黒石字外枕40番、地目、田、面積1,294㎡。他6筆あり、合計7筆。 面積12,624㎡です。
届出日 令和5年4月12日、届出事由 相続。
あっせん希望については、希望しないとなっております。
続いて番号2番 土地の所在地、与津地字孫四郎地1637番、地目、田、面積1,131㎡。他9筆あり、合計10筆。 面積9,144㎡です。
届出日 令和5年4月27日、届出事由 相続。
あっせん希望については、希望しないとなっております。
続いて番号3番 土地の所在地、志和峰字形部田674番、地目、田、面積5,642㎡。他4筆あり、合計5筆。 面積16,420㎡です。
届出日 令和5年4月28日、届出事由 相続。
あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第6号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第6号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第7号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第7号「非農地証明事務処理報告について」を報告します。
四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。
議案書6ページをご覧ください。
今月は窪川地域2件、西部地域3件、全部で5件となっております。
窪川地域からです。
番号1番。添付資料は1ページから2ページです。米奥字カゲタ1420番1、地目、畑、面積、113㎡です。申請地は40年ほど前から墓地として利用されています。令和5年4月11日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、令和5年4月12日非農地証明を発行しております。
番号2番。添付資料は3ページから4ページです。川ノ内字天王屋式361番1、地目、畑、面積382㎡です。申請地は20年以上前に碎石にて整地し、コンテナ等の資材置き場や駐車場として利用されています。令和5年5月8日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用して既に20年以上経過している土

地と認め、令和5年5月8日非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号3、添付資料は5ページから6ページをご覧ください。

土地の所在地は、井崎字宮地1025番5、地目、畑、面積、58㎡です。申請地は、30年以上前から道路として利用しており、現在に至っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和5年4月12日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

番号4、添付資料は7ページから8ページをご覧ください。

土地の所在地は、打井川字寺ノ奈路1320番2、地目、田、面積20㎡です。申請地は、20年以上前より駐車場として利用しており、現在に至っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和5年4月17日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

番号5、添付資料は9ページから10ページをご覧ください。

土地の所在地は、芳川字古アン388番20、地目、畑、面積、913㎡です。申請地は、30年以上前から植林しており、現在は山林となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和5年4月17日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第7号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

9番 山本道雄委員。

9番 1番の墓地ですけれども、これは畑全てが墓地という形になるのでしょうか。

事務局 畑の状態で使われているところはなかったのですが全部が墓地という形で使われているということです。

9番 新規というか作る時、33㎡の規定があると思うんですけれども。全体113㎡が墓地ということでかまわないのですか。

事務局 当時、33㎡っていうのがあったかどうかっていうのと、ちゃんと届け出をして建てた墓地なのか、また複数の墓が建っていることもあり、その辺が不明なので。現段階ではもうこれはもう農地ではないという判断でさせてもらってます。

議長 他に質疑等はありませんか。

議長 特になければ、報告第7号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第4号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

事務局 議案第4号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。

議案書は8ページです。申請地の位置は添付資料の11ページからご覧ください。件数につきましては窪川地域1件、西部地域1件の計2件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、米奥字花屋455番、地目、田、面積733㎡です。

権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。

申請地ではじゃがいも、ネギ、レタスなどの野菜を栽培する計画となっております。

申請地の位置は添付資料で、集成図で2つあるように見えますが、これメガネ地で同じ地番となっております。窪川地域は以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号2、土地の所在地、打井川字寺ノ奈路1305番1、地目、畑、面積、134㎡。以下2筆あり、合計3筆、面積が703㎡です。

権利事由は、所有権移転の売買になります。

譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。

申請地では、野菜等を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第4号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。27番 市川正司委員。

27番 1番について補足説明をいたします。今回、この件については、元々は農家じゃない方が買う案件となっております、特殊な例です。

現況は田であることを確認しております。

譲受人はこれから作業を始めるので、この田んぼはまだそのまま田んぼの状態であります。

それと譲受人は年間、本人曰く365日ほぼ毎日という位花壇に手を入れている方なので、この点も問題ないと思います。

取得する農地の周辺ですが、この農地は一番の低いところ。すり鉢状の一番下の田んぼなので周りに影響を及ぼすどころか、逆に影響を与えられる方の田んぼです。

譲受人の希望によって、この土地の売買が決まったそうです。3年程前に定年退職をして、それこそ三年前ぐらいから、譲渡人の方に対して譲ってくれないかというふうな相談をしておったんですが、いかんせん農家じゃなかったもので、土地の

売買ができませんでした。今回、4月に下限面積要件が廃止されたことにより農地が買えると言うことになったのを機に今回の売買に至ったとのことでした。以上です。

議長 続きます、番号2番。38番 秋田公幸委員。

38番 21日に譲渡人に電話でお話を伺いました。そして23日に譲受人宅を訪問しまして話を伺ってまいりました。まず土地の現況ですが畑であります。数年間、耕作も管理もされていまして、かなり草が生えている状況ではありますが、充分耕作できる状態に戻せるものと思います。すでに草刈もされていまして。

譲受人は、Iターンでこの4月に奥さんと子供さん2人と共に移住してきたばかりでございます。農業の経験は全くないですが、いろいろな野菜を作りたいと話されておりました。

隣接して他の方の畑とか水田とかありますが、現在、特に支障をきたしているような状況ではありませんので、今後も影響が出ることはないものと思います。

譲受人には除草作業もしっかり行ってきちんと耕作してくださいと頼んでいます。

譲渡人は、母親と二人暮らしで、本人の身体的な理由で、奥打井川に住んでいては生活して行く上で不便だということで数年前に当地区を出て行かれてました。

その後、お母さんが亡くなられ、家や土地の管理が全くできないということで、買ってくれる人があれば、売りたいと言う話は、役場や知人等に色々ところで相談していたそうです。

家と宅地と畑全てまとめて売りたい譲渡人と野菜づくり、畑も欲しいと言う譲受人との間でうまく話がまとまったということのようです。双方ともに大変喜んでおられます。若干金額が安いように思われるかもしれませんが、家、宅地も全てまとめて購入ということで、このような金額になったそうです。以上のことからこの所有権移転は問題ないものと判断しました。

議長 議案第4号について質疑を許します。質疑はありますか。

議長 他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第4号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第7 議案第5号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議案第5号 番号3番は議席番号 2番掛水誠幸委員が、番号9番は議席番号 17番宮脇眞弓委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号1番及び2番、番号4番から8番の審議、採決を行い、その後には番号3番、番号9番の審議、採決を行いますので、それぞれ退席していただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書は11ページ、添付資料については13ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和5年6月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。

なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

件数につきましては窪川地域の3件、西部地域の6件、計9件となります。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

窪川地域からはまず番号1番と2番までを説明します。

番号1番、土地の所在地、口神ノ川字チカラ石439番2、地目、田、面積85㎡。他3筆あり、合計4筆、面積3,915㎡です。

設定は更新になります。

期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間です。

作物は露地野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号2番については農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。

番号2番、土地の所在地、宮内字五月田2069番、地目、田、面積3,237㎡です。

設定は新規になります。

期間は令和5年6月1日から令和15年5月31日までの10年間です。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

説明は以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号4、土地の所在地、広瀬字カゲヒラ畑790番、地目、田、面積1,124㎡。外3筆あり、合計4筆、面積が3,579㎡です。設定は更新の設定になります。

期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年になります。

作物は水稲を栽培する計画です。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号5、土地の所在地、十和川口字ホヲノキセ1019番、地目、田、面積、740㎡です。設定は新規の設定になります。

期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年になります。

作物は水稲を栽培する計画です。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号6、土地の所在地、大正字栗尾1579番1、地目、田、面積、1,509㎡。外1筆あり、合計2筆、面積が2,859㎡です。

設定は新規の設定になります。

期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年になります。

作物は水稲を栽培する計画です。

権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

番号7、土地の所在地、江師字丸田842番、地目、田、面積、1,221㎡です。

設定は、更新の設定になります。

期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年になります。

作物は水稲を栽培する計画です。

権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号8、土地の所在地、大正字ヤカイチ1528番、地目、田、面積959㎡。外2筆あり、合計3筆、面積が2,371㎡です。

設定は更新の設定になります。

期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年になります。

作物は水稲を栽培する計画です。

権利の種類は、賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第5号 番号1番及び2番、番号4番から8番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。

番号1番。3番 廣井栄治委員。

3番 番号1の件につきまして、24日に現地を確認いたしまして、借受人の方より聞き取りを行ないました。現況地目は田となっておりますけれども、現在は畑として管理をされております。

借受人につきましてはIターン者で有機野菜を栽培している専業の農家でございます。近年は有機野菜に加え、慣行栽培でピーマン、水稲等の栽培をしております。

夫婦で農作業をやられておられまして認定農業者でもあり、農用地利用集積計画のとおり再設定であります。問題ないと判断を致します。以上です。

議長 続きまして、番号2番。掛水誠幸委員。

2 番 番号 2 番について補足説明をさせていただきます。5 月 19 日に、現地と利用権を受ける者と話をしてまいりました。

利用権を受ける者は認定農業者であります。年間 150 日以上農業に携わっております。添付資料の 16 ページをご覧ください。

今回は 2069 番の土地について、新たに米を作ることになったんですが、その横の 2068 が田になってますが、ここについては利用権を受ける者のニラのハウスが立っております。ニラを中心に農業経営をされておりましたが、ここ 1 年水稻の方も徐々に面積を増やしております。

本人の、他にも田んぼがありますので、草刈りが出来ているかどうかも確認しましたが、きれいに管理されております。周りに迷惑をかけることもないということで、特に問題ないものと思います。

議長 続きまして、番号 4 番、5 番続けてお願いします。
36 番 上野渡委員。

36 番 番号 4 番、5 番と続けて説明させていただきます。番号 4 番について現地確認も行い、借受人から話を聞いてきました。借受人の方の住所が県外になっていますが、数年前からこの圃場の近くの実家の方に帰ってきて生活をされている方です。周辺農地に悪影響を与えることもなく、きちんと水稻栽培されています。内容も利用集積計画のとおりで再設定でもあり特に問題ないと判断します。

続いて番号 5 番について現地確認して借受人から話を聞いてきました。貸出人は町外に住んでいることもあり、誰か耕作してくれる人を探していて、逆に借受人の方はどこか借りれる田んぼを探していたようで、この田んぼの近くに住む方が間に入って話をしてくれて、今回の利用権設定になったそうです。借受人は、主にゆずの栽培されている方で、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりで新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 6 番、7 番ですが、担当が急きょ欠席という事になりましたので、事務局が電話で聞いていただいておりますので、説明をよろしくをお願いします。

事務局 それでは竹内委員より聞き取りした補足説明をさせていただきます。
番号 6 についてです。今回の設定は、親戚同士で管理をしてもらうので、内容も利用集積計画のとおりで特に問題ないということをお聞きしております。
続きまして、番号 7 についてですが、農地についても綺麗に管理されており、内容も利用集積計画のとおりです。更新でもあり、特に問題ないと判断しておりますとお聞きをしております。

議長 続きまして、番号 8 番 37 番 佐々木通委員。

37 番 8 番について、借受人から確認を取って参りました。この農地は親戚の農地と聞きました。また、現地に行き有効に利用していることも確認を取りました。借受人は農業委員さんでもあり、長年にわたり農業をされ、経験も豊富な地域の担い手で

す。

再設定でもあり、特に問題はないと判断をしました。よろしくお願いします。

議長 議案第5号 番号1番、番号2番、番号4番から8番について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第5号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番、番号2番、番号4番から番号8番までを原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番、番号2番、番号4番から番号8番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号3番の審議を行いますので、2番 掛水誠幸委員は退席をお願いします。
事務局の説明を求めます。

事務局 番号3番について説明します。3番については、農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。
土地の所在地、宮内字弓場ノ元 1977番、地目、田、面積1,510㎡。他2筆あり、合計3筆、面積6,592㎡です。設定は新規になります。
期間は令和5年6月1日から令和15年5月31日までの10年間です。
作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。
説明は以上です。

議長 議案第5号 番号3番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。22番 西井健夫委員。

22番 3番についてご説明をいたします。5月20日に両方から意見を聞いてまいりました。設定をする者の弟さんが耕作を昨年までしておりました。
設定を受ける者は、主にピーマンをやっています。今回は田んぼも増やしていこうとなったそうです。
ピーマン2,700本作って田んぼもやって、田んぼはお父さんと一緒にやっています。

隣地の方々にも迷惑をかけるようなことはございません。この件に関しては問題無いと判断致しました。

議長 議案第5号 番号3番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第5号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号3番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号3番は、原案のとおり可決されました。
2番 掛水誠幸委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 掛水誠幸委員、番号3番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号9番の審議を行いますので、17番 宮脇眞弓委員は退席をお願いします。
事務局の説明を求めます。

事務局 番号9、土地の所在地、上宮字竹ノナロ941番、地目、田、面積、1,452㎡。外2筆あり、合計3筆、面積が4,774㎡です。
設定は新規の設定になります。
期間は、令和5年6月1日から令和8年12月31日までの3年7ヶ月になります。
作物は水稻を栽培する計画です。
権利の種類は、賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第5号 番号9番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。16番 中原英昭委員。

16番 現地確認と聞き取りに行きまして、貸出人は作付当初はみずから耕作をする予定で作業をしておりましたけれども、事情が変わって、手をつけられない期間が少し出来てしまって、それで中途半端に耕作して行くのはよくないということ、前より声を掛けられていた借受人に依頼する形になりました。
添付書類にもあるように、貸付農地の隣は借受人の田んぼでありまして、住まい

も目の前にあります。借受人は長年にわたり農業をされており経験豊富な地域の担い手でありまして、問題ないと考えています。以上です。

議長 議案第5号 番号9番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第5号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号9番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号9番は、原案のとおり可決されました。

17番 宮脇眞弓委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 宮脇眞弓委員、番号9番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第6号 「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてご説明します。

議案書は14ページです。

これは、令和4年度に目標を設定しました最適化活動の目標に対する実績(成果)を、先月各委員さんから出していただいた自己評価等を踏まえて、農業委員会が点検・評価するものです。評価にあたっては、農林水産省からの通知文書に示されておりまして、それに基づき点数評価したものとなります。

内容についてご説明します。

横に長い様式でしたので2段書きにしておりますが、大きく3つの項目に分かれております。1 最適化活動の成果目標、2 最適化活動の活動目標、3 点検・評価結果となっております。

順番に見ていきますが、1 最適化活動の成果目標について、これも3つの項目に分かれております。(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の解消等、(3) 新規参入の促進です。まず(1)の農地の集積ですが、前年度末(R3年度末になりますが)集積率47.6%に対して、目標集積率が48.7%でありました。それに対する今年度末(R4

年度末)の実績ですが、農地面積2,500haに対して1212.4haの集積面積で、48.5%の集積率でございました。

次に、(2)遊休農地の解消についてです。緑区分解消面積の目標と実績について、それぞれ記載しております。

黄区分解消工程表策定については、黄区分の面積が0のため策定していません。新規発生解消面積については、令和3年度末の緑区分面積に含まれているため、当該年度については目標、実績共に該当なしとなります。

(3)新規参入の促進は、新規就農者等の農地の権利取得面積を集計しております。

下の段、2最適化活動の活動目標についてです。最適化活動を行う農業委員の人数19人、推進員の人数20人です。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、月当たり6日に対して実績が5.17日でした。

(2)活動強化月間は3月設定していましたが、予定通り3月実施しましたので、目標、実績共に3回です。

(3)新規参入相談会への参加は、太田会長、掛水委員に参加いただきましたので、目標通り、実績も3回となっております。

最後の、3点検・評価結果についてです。農業委員会の点検・評価結果(評語)は、別途お配りしている資料(別表①)に基づいて記載しております。表の中ほど、表2の目標項目ごとに達成状況によって点数が割り振られますので、その合計点を表1に当てはめます。

黄色で網掛したところが、当委員会の該当する達成状況となります。

表2の(1)成果目標の①農地の集積が3点、②緑区分の遊休農地の解消が5点、③新規参入の促進が5点。(2)活動目標はそれぞれ実施していますので各1点。合計15点となりまして、表1に当てはめると15点以上になりますので、農業委員会としての点検・評価結果の評語は、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」となります。

次に、議案に戻っていただきまして、推進委員等の点検・評価結果についてです。これについても同様に、各委員さんの実績を別紙の表(右上が②の表)に当てはめて、委員ごとに評語を決定します。「目標に対し期待を上回る結果が得られた」方が4人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」方が10人、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」方が25人となっております。

以上内容の説明となりますが、今回決定いただきましたら、県、市町村長及び農業会議に通知し、6月末までにHP等で公表することになっております。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議長 議案第6号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 16番 中原英昭委員。

16 番 ②というのは、黄色線引いてくれているのは僕の個人的な点数ですか。
10 点しかないから 15 点未満。

事務局 ②の方ですね。これ皆さん同じ様式です。これに基づいて計算をしてまして、それぞれの委員さんごとに点数はついてます。ただ、今回、全委員さんの分を出そうかなと言ってたんですけど、皆さんの点数がそれぞれ出てくるので、改めて個人ごとに通知の方がいいかなということで、今回は、一覧表はつけておりません。

16 番 とにかく 6 日を超えたらいいのですか？

事務局 6 日以下だったら、(2) の②が 0 点になります。

16 番 6 日より下やったら極端に下がって、6 日より上やったら極端に上がる。

事務局 極端でもないのですが、8 日から上になると、2 段階 3 段階で上がっていきます。
4 点ごとに上がっていくので。

16 番 とにかく 6 日切ったらいかんということ？

事務局 いい点数にしようと思うなら、そういう事です。

議長 他に何かありませんか。18 番 梶原美智委員。

18 番 自分たちの所は見回りしてもほとんど変化がなくて、非常にこの書き込み内容にすごく困っている状態っていうのがあるんですけど、これ自分が日々すごく、こんな活動してみたらいいんじゃないかなと思うのが、せつかく女性委員が 6 人いるし、例えば、私と宮崎さんと竹村さんと 3 人がどっか視察行こうよという計画を立てて、そういうのも活動の一環に入れるっていうことは、可能なんでしょうか？

事務局 その最適化の活動に入るかどうかっていう判断が、農地の集積に繋がるかっていうところと、遊休農地の解消に繋がるか、あと新規参入の促進に繋がるか、この 3 つに該当すれば、最適化の活動になるので、その集まりの活動の中で、そういう取り組みにつながるようなものがあれば、活動としても構わないと思います。あと、現地確認なんですけど、一応担当地域以外でも四万十町内でしたら現地確認の対象として構わないです。

18 番 例えば、自分たちが日頃行ったことないところに、少人数で行ってみようかという計画を立てて、大人数では不可能なところを少人数でやるような活動を行って、そこへ行って。それぞれ論議し合うっていうようなこととか、そんなことをしてみてもどうかなって。自分では思ったりはします。

事務局 それが先ほどお話した最適化につながるような活動であれば、問題ないです。

議長 他に何かありませんか。2番 掛水誠幸委員。

2番 自分の実践している例を言います。私、農協の米部会に入っていて、米部会は月に1回定例会があって、旧の窪川地域で言いますと、自分たちは郷分ですが、農協をスタートしたら郷分に行ってその上流へ行くと旧の松葉川地区になるんですが、それから今度山越えて仁井田地区へ行って、また山越して東又地区へ行って、というような順番で参りますので、一応その時に全体的にさーって見た時に、自分の担当地域と比べて、稲がまだ植わってないとか、耕作放棄になりそうなところがあったとかいうようなことも一応、活動記録の中に書いてます。その6件の中には、そんなのも OK ですので、買物に行く途中に私の担当地域の宮内に行って見てもらっても1件ですので、それでいいと思います。

1番いいのはやっぱり耕作放棄地になりそうなところを誰かに電話して耕作放棄地にならないように言うのがベストなんですが、なかなか月に6件は大変なところもありますが、さっき中原さんが言ったように、やっぱり6件以上を目指してみんなで頑張らないかんのかなと思ってます。去年、私自身も平均で5件ぐらいしかありませんでした。以上です。

議長 16番 中原英昭委員。

16番 多分言いにくいと思うので、僕言うんですけど、6件異常ありませんでしたと書くことで決めたら、もうそれで6件突破できるんですよ。見たけどなんも変わってないのに、毎回毎回同じ所を見て変わってないって書けない。あつたら書ける。何かそのイノシシが入ってたとか、去年までは生姜作ってたのに今年は生姜作ってない。いきなり田んぼに変わったとか、事情を聞きに行くこともできるし、そういうの異常があればできるんやけど、異常ないのに異常ありませんでした、異常ありませんでしたっていうことを毎回毎回同じことを書けない。

事務局 異常ないが、20件続いても全然問題ないです。むしろ異常がない方が望ましい。

8番 自分があちこち行っても担当地域しかダメだと思って書いてなかったです。

事務局 町外の現地確認は望ましくない。同じ町内であれば遊休農地の解消とかにもつながりますので、町内であれば構いません。

議長 14番 吉良榮委員。

14番 中原委員が言ったように、うちの後継者と話すにしても、農業後継者が限られて、1人2人、3人なんですよね。農業後継者の方と今日田んぼの事について話しました。3日経ってまた後継者でまた同じ人と話すがですよ。なかなか書きにく

い、月に1回ぐらいしか書けんがですよ。3回の話で1回しか書けなくなるんですよ。同じことばかりなので。後継者がわずか数人なんですよ、農業専門でやる人が。その人と話したこと、毎回毎回同じように書くのも遠慮する、同じことばかり書いてる。それでもいいんですか。

事務局 現地確認と違って非常に難しい問題な気がします。そういう話をしたのであれば全然書いていただいても構わないと思います。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第6号 「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号 「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」は、原案のとおり可決されました。
なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第9 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。

議長 以上をもちまして、令和5年度 四万十町農業委員会5月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長

署名委員 14 番

署名委員 20 番
